

2025年度「KM友の会」会員入会申込書

お申込みは、ご来場またはFAXでお願いいたします

FAX **0495-72-5555**

下記の「個人情報の取り扱い」と「会員規約」を必ずご覧になり、
ご了承の上コースフロントへお申込みください。
FAXでも受付しております。

●私は、「暴力団など反社会的勢力ではないこと」「刺青のないこと」を表明し、
会員規約及び利用約款の遵守を確約のうえ、入会を申込みます。
入会が拒絶されても、一切異議の申し立て及び、その理由を求めることも
いたしません。

■申込日 年 月 日

右記よりご希望のご入会会員種別に <input checked="" type="checkbox"/> をお入れください				<input type="checkbox"/> 全日会員 <input type="checkbox"/> 平日会員	
お名前	フリガナ	男・女	ご住所	〒	
TEL/FAX	TEL	—	—	携帯	—
				FAX	—
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	満才
リソル カードG	会員No.	<input type="checkbox"/> 既KM 友の会会員		<弊社記入欄>	
				担当	登録
				年会費	<input type="checkbox"/> フロント窓口 <input type="checkbox"/> 振込 (月 日) <input type="checkbox"/> 入会金(2,200円) <input type="checkbox"/> 会費 (円)

※個人情報保護法に基づき、本会員入会に係る「入会申込書」の記入内容に付きましては、
入会手続きのみ使用いたします。

個人情報の 取り扱い

お預かりしました上記個人情報は、FAX等によりリソル株式会社に提供し、下記記載の情報のご案内及びサービス提供における各種手続き、お問合せに対するご回答のために使用し、ご本人の承諾なしにリソル株式会社及びリソルホールディングスグループ以外の第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。

【提供情報の内容】 ●ゴルフ場、ホテルの格安料金情報もしくはお得なイベント、 ●別荘、リゾートマンション等の最新物件情報
●教育、健康、育児、介護、その他生活全般のお得な物品の販売に関する情報
●国内、海外の旅行情報 ●ゴルフ会員権、リゾート会員権の最新情報
●ゴルフ用品、レジャー用品等の割引価格情報 ●その他リソルグループが企画し販売する最新情報

【個人情報保護に関するお問合せ先】 北武蔵カントリークラブ TEL.0495-72-5111 E-mail:info@kitamusashi-cc.jp

北武蔵カントリークラブ KM友の会会員規約

第1条(名称・運営組織)

(1)本会員組織は「北武蔵カントリークラブKM友の会」と称します。
(2)KM友の会は北武蔵カントリークラブ(以下「会社」という)が運営
しています。

第2条(目的)

会社が別に定める施設(以下「施設」という)を第3条に定める会員が
利用することによって、健康増進及び豊かなリゾートライフの創造を
図るとともに、会員相互の親睦を深め、対象施設の健全な運営を図る
事を目的とします。

第3条(入会および会費)

(1)入会は別に定める入会金、会費を納入することで会員となります。
(2)会員は会社に対し、同社の定める方法にて所定の入会金及び会
費を支払わなければなりません。
(3)一旦納入された、入会金・会費は、いかなる理由があろうと返却さ
れません。

第4条(会員資格有効期間)

会員資格の有効期間は、入会年度末の3月31日とします。

第5条(施設利用の申込)

(1)会員が施設を利用する場合は、会員自ら会社の定める方法にて
予約申込をしなければなりません。なお、施設の利用には、会員
以外に随行者を伴うことができます。ただし随行者は会員特典の
適用はないものとします。
(2)予約受付の優先順位は先着順とします。
(3)前項の申込に対し会社は、会員に予約を受け付けた内容および
利用料金を口頭または文書にて通知します。
(4)施設の利用にあたっては、当該ゴルフクラブの正会員優先予約
権等の権利を損なわない範囲での利用とします。

第6条(施設利用時の注意事項)

(1)会員および随行者は、会社の定める利用約款を遵守しなければ
なりません。
(2)会員および随行者は、別に会社が定める受付、精算方法に従うも
のとします。
(3)会員および随行者は、施設内で以下の行為をしてはなりません。
①建物、家具、備品、施設等の改造や破損をする行為
②建物、家具、備品、施設等を施設外に持ち出し、あるいは譲得す
る行為
③酔態をしめし、あるいは高歌吟詠する等、他の利用者に迷惑を
及ぼす行為

④動物、ペットを持ち込む行為
⑤営業行為
⑥塵芥、廃棄物を放置する行為
⑦銃砲刀剣類、爆発物等危険物を持ち込む行為
⑧その他、公序良俗に反する行為

(4)会員または随行者が、施設内において第三者に故意または過失
により損害を与えた場合、会員はその賠償責任を負うものとし、
会社は第三者に対し何ら義務を負いません。

第7条(利用の拒絶)

次の場合は利用をお断りします。プレー中に於いて判明した際は、そ
の後の利用の継続をお断りし、除名処分とします。
①暴力団等反社会勢力に属していると判明した場合
②暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させた場合
③粗野な振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為や当施
設の業務遂行に支障を来す行為があった場合

第8条(会員の責任)

会員および随行者の故意または過失により会社または施設またはそ
の両方が損害を被ったときは当該会員および随行者(随行者の場合
は当該会員が連帯して)は会社に対し、その損害を賠償するものと
します。

第9条(施設の破損および施設内の備品の紛失、盗難等)

(1)会員および随行者が施設利用中に、会員および随行者の責に帰
する事由により生じた施設の破損および施設内の備品の紛失、
毀損については原則として同等施設、備品との取り替えに要す
る費用または修繕代金に相当する費用の全額を当該会員または
随行者(随行者の場合は当該会員が連帯して)負担するものと
します。
(2)紛失、盗難、天災等で施設の建物、備品等に異常が生じた場合、
当該会員または随行者は遅滞なく会社に報告するものとします。

第10条(届け出事項の変更)

会員は以下の事項を遵守しなければなりません。
①住所に変更があった場合、速やかに会社に届け出なければなら
ません。
②電話番号、メールアドレスに変更があった場合、速やかに会社に届
け出なければなりません。
③その他届け出事項に変更があった場合は、速やかに会社に届け出
なければなりません。

第11条(退会)

(1)会員は申し出ることでいつでも退会できます。
(2)会員資格有効期間内の退会であっても、入会金、会費の返却はい
たしません。

第12条(解散)

(1)北武蔵カントリークラブKM友の会は会社の都合により、解散す
ることがあります。
(2)会社は前項の解散を決定した時、解散期日の1ヶ月前に会員
に通知します。会員は解散について裁判上およびその他一切の
意義申し立てはできません。
(3)本規定に基づいて解散する場合は、会費を日割りで計算し当該
会員の希望する方法で速やかに返金いたします。

第13条(会員資格の取消し)

会社は会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消します。
①会員が死亡した場合
②会員が本規約または施設の利用約款に違反した場合
③会員証を本人以外が使用した場合
④その他資格取消に相当すると会社が判断した場合
⑤第7条1項に該当した場合

第14条(会員資格の喪失)

会員は次の項目に該当した場合、会員資格を失います。
①資格の有効期間が満了した場合
②退会した場合
③会社から第14条の会員資格の取消しを受けた場合

第15条(規約の改定等)

本規約の改廃は、会社が行うものとし、会員はその決定に従わなけ
ればなりません。また本規約を改善、改良の為に随時変更できるもの
とします。

第16条(個人情報の取扱い)

(1)北武蔵カントリークラブKM友の会に入会するに当たってお預か
りした個人情報は倶楽部運営のみに使用し、他の利用はしないも
のとする。
(2)個人情報の取扱いについては、会社のホームページ「プライバ
シーポリシー」に準じます。

第17条(施行)

本規約は2025年4月1日より施行いたします。